

平成21年12月17日

# 外国人技能実習制度改革の概要について

厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室長 福澤 義行

# 研修・技能実習制度の問題点と措置概要

## 問題点

- ・一部の受入れ企業で、研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払い等の労働関係法令違反も発生
- ・受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在
- ・不当な利益を得るなどして、研修生をあっせんする悪質な送出し機関やブローカーの存在



## 入管法等での措置内容

### ○ 一年目からの労働関係法令の適用

実習実施機関での技能等修得活動は雇用契約を締結して行われるため、従来の研修生に対しても労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用される。

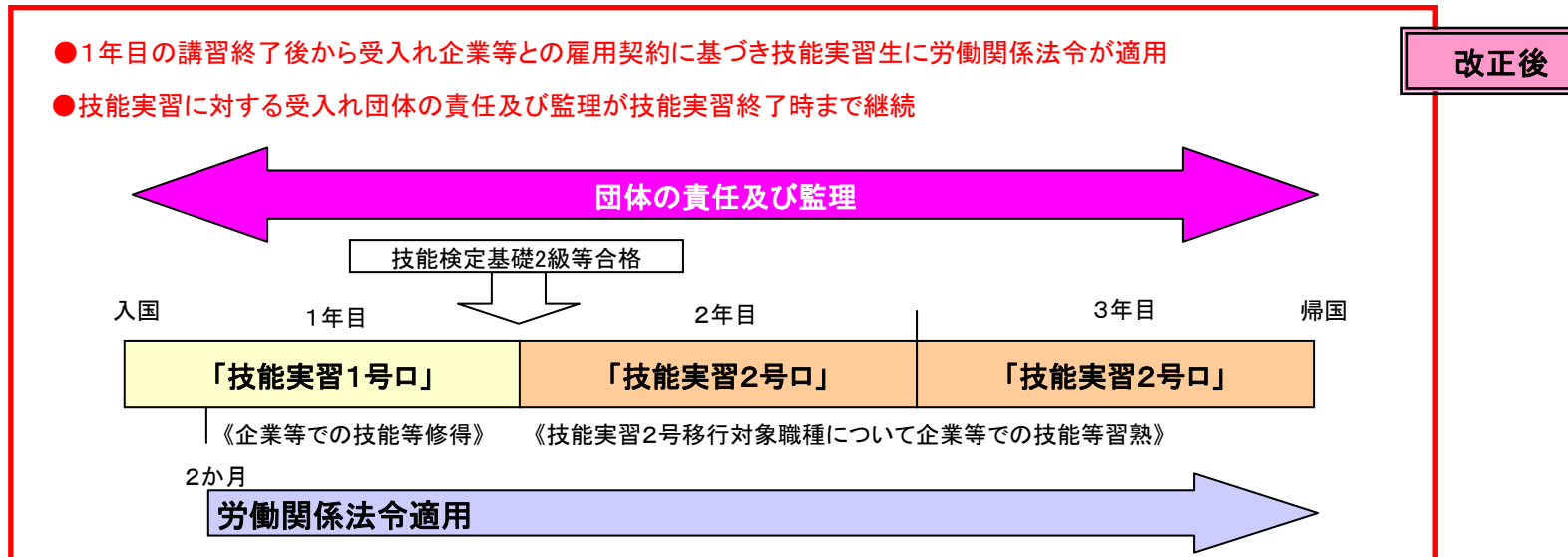
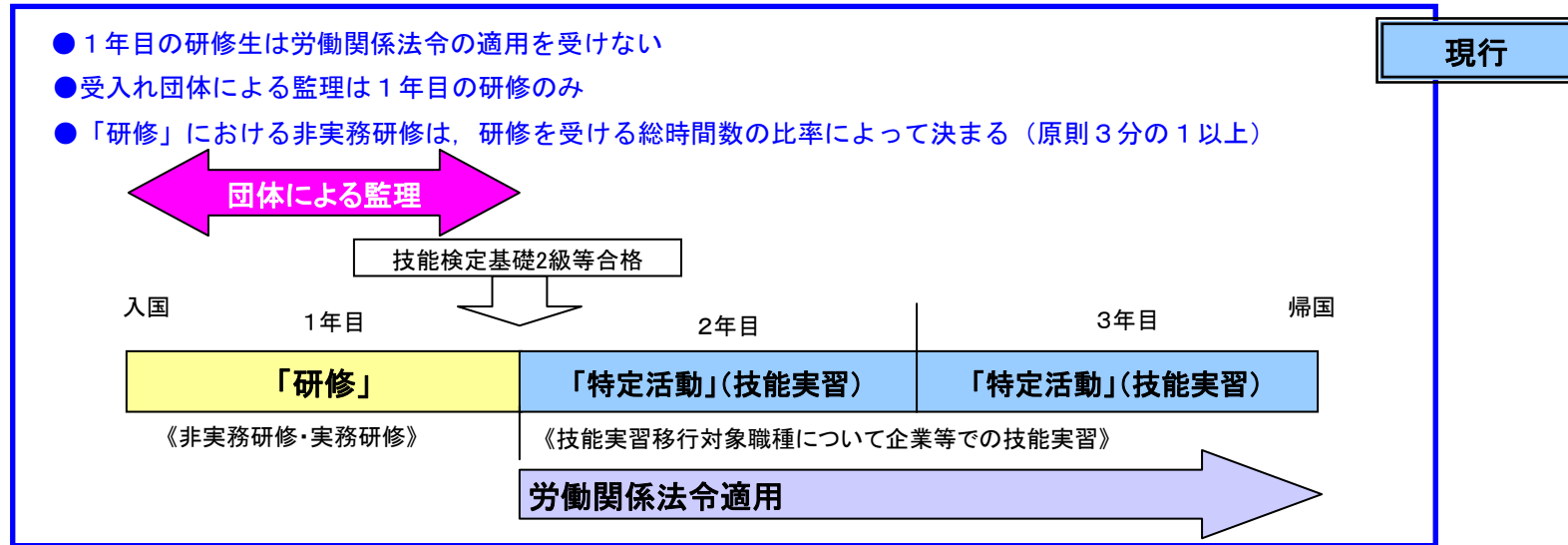
### ○ 団体による監理の強化

- ・3か月に1回以上監理団体の役員が技能実習の監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告する。
- ・技能実習に係る技能等について一定の知識等を有し、適正な技能実習計画を策定する能力のある常勤の役職員が在籍していること
- ・1か月に1回以上監理団体の役職員が実習実施機関を訪問し、技能実習の実施状況の確認及び指導を行うこと

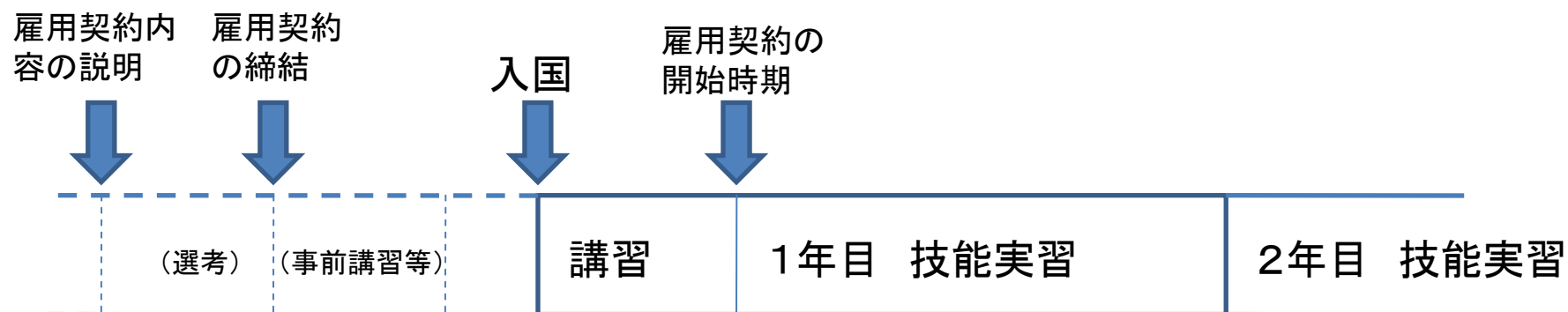
### ○ 技能実習生の保護に係る要件

- ・実習実施機関での技能等修得活動を開始する前に監理団体による一定期間の講習の実施を義務付け
- ・監理団体等による技能実習生のための相談体制の構築

# 研修・技能実習制度の受入れ概要（団体管理型 改正前と改正後）

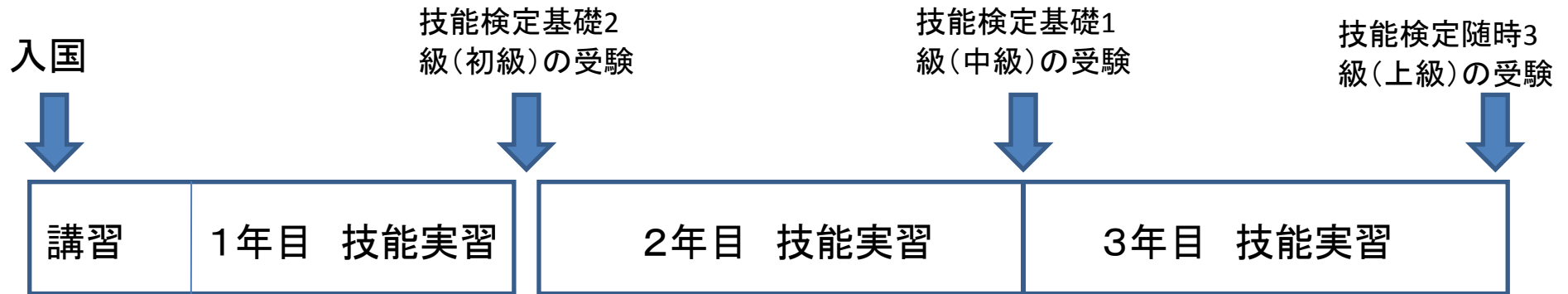


## 雇用契約の締結時期と始期について



- ・技能実習生の募集に当たっては、技能実習生になろうとする者に対し、関係法令、技能実習の内容及び雇用契約の内容について説明が必要。
- ・雇用契約については、入国前に締結し、雇用契約の始期については、監理団体が行う講習の終了後とする。(団体管理型の場合)

## 技能評価について



- ・技能実習1年目より、2年目に移行する際には、技能検定基礎2級相当の試験に合格しなければいけない。
- ・技能実習2年目及び3年目においてもそれぞれ技能検定基礎1級相当及び技能検定随時3級相当の試験に合格することを目標として、技能実習を実施しなければならない。

## 技能実習実施職種の範囲について

### 見直し方針

製造業等の生産現場において多能工化が進んでいることを踏まえ、実際に生産工程で行われている作業を、評価制度の観点から「必須作業」、「関連作業」、「周辺作業」に分け、**関連作業や周辺作業を一定の割合で行うことを、技能実習計画に記載のうえ認めることとする。**

#### 【必須作業】(全体の50%以上)

技能実習生が技能等を習得しようとし、技能検定等の評価試験を受ける予定の職種・作業の「試験科目及びその範囲」及び「基準の細目」の範囲に該当する作業

#### 【関連作業】(全体の50%以下)

「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の生産工程において行う可能性がある作業のうち、必須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技能等向上に直接又は間接に寄与する作業  
(例) 必須作業「普通旋盤」→関連作業「マシニングセンター」、「フライス盤」

#### 【周辺作業】(全体の1/3以下)

「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業及び関連作業に含まれない作業  
(例) 必須作業又は関連作業で出来た製品の梱包・出荷作業

※現行においては、技能実習計画上、必須作業のみしか認めていない。